平成２２年（フ）第１６号
高知市城山町165番地10
債務者　野村土佐男
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２７号
高知県土佐市宇佐町宇佐442番地の７
債務者　森岡　英志
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２９号
高知市高須新町４丁目４番18号　リトリート４Ｆ４Ｂ
債務者　中村　真紀
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３２号
高知市一宮中町１丁目７番５号　新田マンション104
債務者　髙橋　照子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４８号
高知市北竹島町124番地８
債務者　藤本　　繁
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５２号
高知市福井町2247番地24
債務者　横山　　壽
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５５号
高知県高知市大津甲965番地２　コーポいけのうえ103
債務者　大黒　孝則
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５８号
高知市鴨部１丁目13番１―19号
債務者　西村　浩二
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９４号
高知市旭天神町36番地11
債務者　眞鍋　一志
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９７号
高知市廿代町７番２号　クレスト廿代802
債務者　畑山　美鈴
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１１３号
熊本市南高江４丁目１番４―240号
債務者　林田　芳明
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７９７号
大分市緑が丘２丁目11番５号
債務者　薄田　　一
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１４１号
大分市大字政所2625番地の28Ｆコーポ Ａ９
債務者　永松　和美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７号
大分市大字神崎164番地の７
債務者　宮崎　卓治
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４号
大分市大州浜２丁目１番28号ダイタクビル301
債務者　橋本　英子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６８号
富山県中新川郡上市町正印420番地１　プラシードＥ棟104号、前住所富山県中新川郡上市町放士ケ瀬新115番地66
債務者　三田　　建
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９号
奈良県五條市二見１丁目３番５号
債務者　片岡　義彦
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第２０号
奈良県五條市野原西２丁目10―８、住民票上の住所奈良県大和高田市大字西坊城133番地の１
債務者　阪本　秀代
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
奈良地方裁判所五條支部